



茨城労働局発表
平成30年12月25日

担 当	茨城労働局職業安定部職業対策課
	課長 平塚 芳久
	地方障害者雇用担当官 杉山 朋久
	電話 029(224)6219

茨城県の機関、市町村の機関、茨城県の教育委員会及び独立行政法人等における平成30年6月1日現在の障害者の任免状況等について

茨城労働局(局長 福元 俊成)は、このほど、茨城県の機関、市町村の機関、茨城県の教育委員会及び独立行政法人等における平成30年6月1日現在の障害者の任免状況等を取りまとめましたので公表します。

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づき、上記の機関及び法人は、毎年、障害者である職員の任免に関する状況等を厚生労働大臣に対して通報又は報告しなければならないこととされています。

今回の集計結果は、平成30年6月1日現在の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の任免状況等について、集計したものです。

なお、民間企業における障害者の雇用状況については、データ入力のための作業ツールの不具合により、平成31年3月末までに公表する予定です。

【集計結果の主なポイント】

- 1 【県及び市町村の機関】 [法定雇用率 2.5%、県の教育委員会は同 2.4%]**
 - 茨城県の機関は、4機関中1機関で法定雇用率を達成(なお、未達成機関のうち、1機関については、11月5日現在で法定雇用率を達成)
 - 茨城県教育委員会は、法定雇用率を未達成
 - 市町村の機関は、52機関中47機関で法定雇用率を達成(なお、未達成機関のうち、1機関については、9月1日現在で法定雇用率を達成)
 - ・茨城県の機関：障害者数 136.0人(124.5人)、実雇用率 1.99%(1.83%)
 - ・茨城県教育委員会：障害者数 341.0人(289.0人)、実雇用率 2.10%(1.77%)
 - ・市町村の機関：障害者数 581.5人(549.5人)、実雇用率 2.52%(2.40%)

※ () は再点検後の前年の値
- 2 【独立行政法人等】 [同 2.5%]**
 - 16法人中10法人で法定雇用率を達成(なお、未達成法人については、11月1日現在で全法人が法定雇用率を達成)
 - ・障害者数 603.5人(585.5人)、実雇用率 2.53%(2.49%)

※ () は再点検後の前年の値

茨城県の「障害者任免状況等」集計結果（概要）

地方公共団体及び独立行政法人等については、民間企業に率先垂範して障害者の雇用を推進すべき立場にあるため、平成 18 年より任免状況等について発表を行っています。

（１）茨城県の機関〔法定雇用率 2.5%〕 （別添第 1 表）

茨城県の機関に在職している障害者の数は 136.0 人で、前年より 11.5 人増加し、実雇用率は 1.99%と、前年に比べ 0.16 ポイント上昇した。

平成 30 年 6 月 1 日現在で、3 機関が未達成であったが、11 月 5 日現在で 1 機関が法定雇用率を達成した。

（２）茨城県教育委員会〔法定雇用率 2.4%〕 （別添第 2 表）

茨城県教育委員会に在職している障害者の数は 341.0 人で、前年より 52.0 人増加し、実雇用率は 2.10%と、前年に比べ 0.33 ポイント上昇した。

（３）市町村の機関〔法定雇用率 2.5%〕 （別添第 3 表）

市町村の機関に在職している障害者の数は 581.5 人で、前年より 32.0 人増加し、実雇用率は 2.52%と、前年に比べ 0.12 ポイント上昇した。

平成 30 年 6 月 1 日現在で、5 機関が未達成であったが、9 月 1 日現在で 1 機関が法定雇用率を達成した。

（４）独立行政法人等〔法定雇用率 2.5%〕 （別添第 4 表）

独立行政法人等に雇用されている障害者の数は 603.5 人で、前年より 18.0 人増加し、実雇用率は、2.53%と、前年に比べ 0.04 ポイント上昇した。

平成 30 年 6 月 1 日現在で、6 法人が未達成であったが、11 月 1 日現在で全ての法人が法定雇用率を達成した。

※ 法定雇用率については、平成 30 年 4 月より引き上げられ、以下のとおりとなっています。

- ・国、地方公共団体 2.5%（平成 30 年 4 月から。平成 29 年 6 月 1 日時点は 2.3%）
- ・都道府県等教育委員会 2.4%（平成 30 年 4 月から。平成 29 年 6 月 1 日時点は 2.2%）
- ・独立行政法人等 2.5%（平成 30 年 4 月から。平成 29 年 6 月 1 日時点は 2.3%）

◎法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …………… 2. 2% [2. 0%]
(45.5人 [50人] 以上規模の企業)
 - 特殊法人等 …………… 2. 5% [2. 3%]
〔労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2. 5% [2. 3%]
(40人 [43.5人] 以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 4% [2. 2%]
(42人 [45.5] 以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※〔 〕内は、平成30年3月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

①平成27年6月2日以降に採用された者であること

②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

1 茨城県の機関及び市町村における任免状況

都道府県及び市町村の障害者任免状況通報対象機関（法定雇用率2.5%）は、算定基礎職員数40.0人以上の機関を通報対象としたものである。

茨城県の機関の通報対象は4機関で、在職している障害者数は136.0人、実雇用率は1.99%、市町村の通報対象は52機関で、在職している障害者数は581.5人、実雇用率は2.52%となっている。

また、都道府県の教育委員会（法定雇用率2.4%）は、算定基礎職員数42.0人以上の機関を通報対象としたものである。

茨城県教育委員会では、在職している障害者数は341.0人、実雇用率は2.10%となっている。

以下詳細については、次表のとおりである。

第1表 県の機関の任免状況

区分 機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
計	6,846.5 (6,787.0)	136.0 (124.5)	1.99 (1.83)	35.0 (31.0)	()内は、平成29年6月1日現在の数値。
茨城県知事部局	5,408.0	107.5	1.99	27.5	
茨城県病院局	610.0	8.0	1.31	7.0	
茨城県企業局	191.0	6.0	3.14	0.0	
茨城県警察本部	637.5	14.5	2.27	0.5	平成30年11月5日現在で、障害者数17.0、実雇用率2.67%、不足数0人となった。

第2表 県教育委員会の任免状況

区分 機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
茨城県教育委員会	16,200.0 (16,347.5)	341.0 (289.0)	2.10 (1.77)	47.0 (70.0)	()内は、平成29年6月1日現在の数値。

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。

また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者(平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。

さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数を切り捨て)から②欄の障害者数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合には法定雇用率達成となる。

第3表 市町村の任免状況

区分		① 法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
機関名						
計		23,046.0 (22,926.0)	581.5 (549.5)	2.52 (2.40)	20.0 (17.0)	()内は、平成29年6月1日現在の数値。
1	水戸市役所	1,205.0	32.0	2.66	0.0	
2	水戸市教育委員会	306.0	7.0	2.29	0.0	
3	水戸市水道部	117.0	2.0	1.71	0.0	
4	ひたちなか市役所	912.5	23.0	2.52	0.0	特例認定あり。
5	那珂市役所	441.0	16.0	3.63	0.0	特例認定あり。
6	茨城町役場	365.5	9.0	2.46	0.0	特例認定あり。
7	大洗町役場	178.0	4.0	2.25	0.0	教育委員会は40.0人未満のため調査対象外。
8	城里町役場	244.0	6.0	2.46	0.0	特例認定あり。
9	東海村役場	467.0	11.0	2.36	0.0	特例認定あり。
10	笠間市役所	857.5	21.0	2.45	0.0	特例認定あり。
11	日立市役所	1,130.0	29.0	2.57	0.0	特例認定あり。
12	筑西市役所	782.0	12.0	1.53	7.0	
13	筑西市教育委員会	116.5	2.0	1.72	0.0	
14	結城市役所	320.0	3.0	0.94	5.0	教育委員会は40.0人未満のため調査対象外。
15	桜川市役所	508.0	12.0	2.36	0.0	特例認定あり。
16	県西総合病院	137.5	3.0	2.18	0.0	
17	下妻市役所	499.5	13.0	2.60	0.0	特例認定あり。
18	八千代町役場	188.5	4.0	2.12	0.0	特例認定あり。
19	土浦市役所	779.0	23.0	2.95	0.0	特例認定あり。
20	つくば市役所	1,231.0	35.0	2.84	0.0	
21	つくば市教育委員会	163.0	8.0	4.91	0.0	
22	かすみがうら市役所	405.5	9.0	2.22	1.0	特例認定あり。平成30年9月1日現在で、障害者数11.0、実雇用率2.74%、不足数0人となった。
23	阿見町役場	306.0	10.0	3.27	0.0	特例認定あり。
24	古河市役所	1,187.5	23.0	1.94	6.0	特例認定あり。
25	境町役場	309.0	8.0	2.59	0.0	特例認定あり。
26	五霞町役場	95.0	2.0	2.11	0.0	教育委員会は40.0人未満のため調査対象外。
27	常総市役所	492.0	13.0	2.64	0.0	特例認定あり。
28	守谷市役所	416.5	10.0	2.40	0.0	特例認定あり。
29	坂東市役所	634.0	16.0	2.52	0.0	特例認定あり。
30	つくばみらい市役所	378.5	10.0	2.64	0.0	
31	つくばみらい市教育委員会	118.0	2.0	1.69	0.0	
32	石岡市役所	623.5	16.0	2.57	0.0	特例認定あり。

区分		① 法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
機関名						
33	小美玉市役所	393.5	11.0	2.80	0.0	特例認定あり。
34	常陸大宮市役所	421.0	12.5	2.97	0.0	特例認定あり。
35	常陸太田市役所	361.0	11.0	3.05	0.0	
36	常陸太田市教育委員会	83.0	5.0	6.02	0.0	
37	大子町役場	189.0	5.0	2.65	0.0	教育委員会は40.0人未満のため調査対象外。
38	龍ヶ崎市役所	525.5	15.0	2.85	0.0	特例認定あり。
39	取手市役所	514.0	14.0	2.72	0.0	
40	取手市教育委員会	106.0	3.0	2.83	0.0	
41	牛久市役所	353.0	8.0	2.27	0.0	特例認定あり。
42	稲敷市役所	512.0	12.0	2.34	0.0	特例認定あり。
43	利根町役場	196.0	5.0	2.55	0.0	特例認定あり。
44	河内町役場	105.0	3.0	2.86	0.0	教育委員会は40.0人未満のため調査対象外。
45	美浦村役場	162.0	3.0	1.85	1.0	特例認定あり。
46	高萩市役所	309.5	7.5	2.42	0.0	特例認定あり。
47	北茨城市役所	502.5	12.0	2.39	0.0	特例認定あり。
48	鹿嶋市役所	767.5	19.0	2.48	0.0	特例認定あり。
49	潮来市役所	300.5	7.0	2.33	0.0	特例認定あり。
50	神栖市役所	608.0	15.0	2.47	0.0	特例認定あり。
51	行方市役所	319.0	8.0	2.51	0.0	特例認定あり。
52	銚田市役所	404.0	11.5	2.85	0.0	特例認定あり。

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者（平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者）については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数を切り捨て）から②欄の障害者数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合には法定雇用率達成となる。
- 4 特例認定とは、市町村部局及び教育委員会等機関の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に限り、特例的に、教育委員会等の機関に勤務する職員を当該市町村部局に勤務する職員とみなすものである。

2 独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率2.5%）

県内に本部を置く算定基礎労働者数40.0人以上の法人を報告対象としたものである。
報告対象は16法人で、雇用されている障害者数は603.5人、実雇用率は2.53%となっている。
以下詳細については、次表のとおりである。

第4表 独立行政法人等の雇用状況

区分		① 法定雇用障害 者数の算定の 基礎となる労働 者数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
法人名						
計		23,816.5 (23,550.0)	603.5 (585.5)	2.53 (2.49)	23.5 (3.5)	()内は、平成29年6月1日現在の数値。
1	国立研究開発法人 建築研究所	137.0	4.0	2.92	0.0	
2	国立研究開発法人 国際農林水産業研究センター	286.0	6.0	2.10	1.0	平成30年7月1日現在で、障害者数7.0、実雇用率2.45%、不足数0人となった。
3	国立研究開発法人 国立環境研究所	794.5	19.5	2.45	0.0	
4	国立研究開発法人 産業技術総合研究所	5,024.0	125.0	2.49	0.0	
5	国立研究開発法人 森林研究・整備機構	1,214.5	32.0	2.63	0.0	
6	国立研究開発法人 土木研究所	579.0	19.0	3.28	0.0	
7	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	3,505.0	82.0	2.34	5.0	平成30年8月1日現在で、障害者数87.0、実雇用率2.48%、不足数0人となった。
8	国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構	4,859.5	106.5	2.19	14.5	平成30年11月1日現在で、障害者数128.0、実雇用率2.63%、不足数0人となった。
9	国立研究開発法人 物質・材料研究機構	1,202.0	32.0	2.66	0.0	
10	国立研究開発法人 防災科学技術研究所	317.0	11.0	3.47	0.0	
11	独立行政法人 教職員支援機構	65.0	3.0	4.62	0.0	
12	国立大学法人 茨城大学	715.5	16.0	2.24	1.0	平成30年8月21日現在で、障害者数17.0、実雇用率2.38%、不足数0人となった。
13	国立大学法人 筑波技術大学	144.5	25.0	17.30	0.0	
14	国立大学法人 筑波大学	3,896.5	96.0	2.46	1.0	平成30年9月1日現在で、障害者数98.0、実雇用率2.51%、不足数0人となった。
15	大学共同利用機関法人 高エネルギー加速器研究機構	995.0	25.5	2.56	0.0	
16	茨城県道路公社	81.5	1.0	1.23	1.0	平成30年10月9日現在で、障害者数3.0、実雇用率3.68%、不足数0人となった。

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 ②欄の「障害者数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
また、短時間労働者である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間労働者である精神障害者（平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者）については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数を切り捨て）から②欄の障害者数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合には法定雇用率達成となる。

【参考資料】

©平成29年6月1日時点の茨城県の機関、市町村の機関、茨城県の教育委員会及び独立行政法人等における障害者の任免状況等の訂正について

本公表資料において、平成30年6月1日時点の障害者任免状況等との比較対照のために掲載している平成29年6月1日時点の数値は、「茨城県の機関、市町村の機関、茨城県の教育委員会及び独立行政法人等における平成29年6月1日現在の障害者の任免状況等の再点検結果について」（平成30年10月22日公表）（以下「再点検結果」という。）に基づいております。訂正後の再点検結果は、次のURLをご覧ください。

<URL>

https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/content/contents/taisaku_press_h3010_houkoku_syougai.pdf